障福第３３０６号

　障福第３８２４号

令和６年２月７日

指定障害児通所支援事業所　管理者　様

石川県健康福祉部障害保健福祉課長

（公印省略）

金沢市福祉健康局障害福祉課長

（公印省略）

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける

自己評価結果の公表及び届出について

日頃より、障害保健福祉施策の推進にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正により、児童発達支援及び放課後等デイサービス（以下「障害児通所支援」という。）の事業所は、提供する障害児通所支援の質について自ら評価を行うとともに、事業所を利用する障害児の保護者による評価を受け、おおむね１年に１回以上、その結果及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）を公表することが義務付けられました（放課後等デイサービスは平成29年４月１日から、児童発達支援は平成30年４月１日から義務付けられました。）。

また、平成30年４月の報酬改定により、障害児通所支援に係る報酬について、質の評価及び改善の内容を公表していない場合の減算（以下「自己評価結果等未公表減算」という。）が新たに創設され、自己評価結果等の公表を行い、その旨を県又は金沢市に届け出ていない事業所は、平成31年４月１日から減算が適用されることとなりました。

つきましては、自己評価結果等の公表内容及び公表方法について、下記のとおりご報告をお願いいたします。ただし、令和６年能登半島地震にかかる災害救助法の適用をうけている市町（金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町）におかれましては下記期日までの回答は不要ですので、くれぐれもご無理のない範囲でご対応いただきますよう、お願いいたします。

記

（１）対象事業所

・指定児童発達支援事業所（福祉型に限る）

　　・指定放課後等デイサービス事業所

（２）届出書類

　　① 別添「自己評価結果等の公表に係る届出書」

② 別添「自己評価（公表用）」及び別添「評価表公表用（保護者向け）」

＊なお、事業所で作成し使用している評価表等がある場合は、その評価表等を利用しても差

し支えない。

（３）提出期限（原則郵送）

**令和６年３月１日（金）【必着】**

（４）提出先（原則郵送）

　　金沢市内に所在する事業所…金沢市福祉健康局障害福祉課（〒920-8577 金沢市広坂1-1-1）

　　金沢市外に所在する事業所…石川県健康福祉部障害保健福祉課（〒920-8580 金沢市鞍月1-1）

（５）留意事項

　　・減算の内容及び公表方法等については、別添をご参照ください。

・届出が期日までになされた場合であっても、公表内容や届出内容に不備等があり令和６年

４月１日までに確認できなければ減算対象になる可能性があります。

（事務担当）

石川県健康福祉部障害保健福祉課

自立支援グループ　津田

TEL:076-225-1428　FAX:076-225-1429

（事務担当）

金沢市福祉健康局障害福祉課

事業者管理係　西村

TEL:076-220-2018　FAX:076-232-0294